

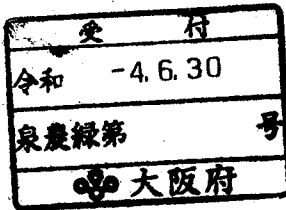
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

2022年 6月30日

大阪府知事 様



住所 和泉市室堂町840番地
提出者 地方独立行政法人 大阪府立病院機構
氏名 大阪母子医療センター
総長 倉智 博久
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0725-56-1220

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大阪母子医療センター
事業場の所在地	和泉市室堂町840番地
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83：医療業
② 事業の規模	病床数 375床
③ 従業員数	1396人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり



(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排 出 量	343.689 t	0.412 t
	(これまでに実施した取組) 特別管理産業廃棄物と一般廃棄物との分別 (新型コロナの感染拡大により、感染性廃棄物が増加したが 今後の状況により、排出量の削減が見込める予定)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	排 出 量	345 t	0.5 t
	(今後実施する予定の取組) 今後も分別を徹底し、リサイクルに取り組むなど、更なる排出量の削減に取り組む		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・感染性廃棄物については、分別し施錠した倉庫で保管している
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし (今後も継続して分別を徹底し排出量の削減を図る)

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

PH2.0以下の廃酸			
0.043 t	t	t	t

②計画

③PH2.0以下の廃酸			
0.05 t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

PH2.0以下の廃酸			
t	t	t	t

②計画

③PH2.0以下の廃酸			
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

PH2.0以下の廃酸			
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

③PH2.0以下の廃酸			
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 3 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	343,689t	0.412 t
	優良認定処理業者への処理委託量	343,689t	0.412 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

PH2.0以下の廃酸			
t	t	t	t

②計画

③PH2.0以下の廃酸			
t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

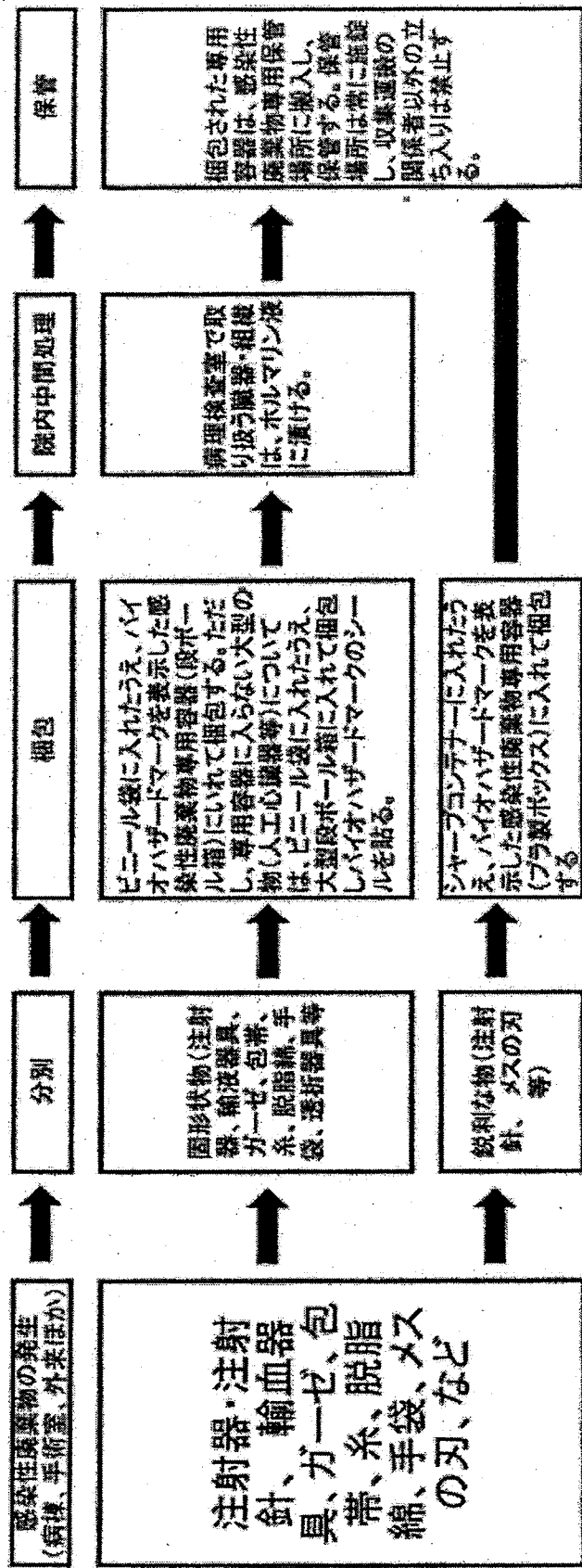
PH2.0以下の廃酸			
0.043 t	t	t	t
0.043 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①感染性廃棄物	②引火性廃油
	全処理委託量	345 t	0.5 t
	優良認定処理業者への処理委託量	345 t	0.5 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和3年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	344.144 t	
	(今後実施する予定の取組等)		
※事務処理欄			

②計画

③PH2.0以下の廃酸			
0.05 t	t	t	t
0.05 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

特別産業廃棄物発生工程フロー



上記保管を経て、処理委託業者にて収集及び運搬行い、処分とする。

特別産業廃棄物管理体制図

